平成２６年（フ）第６４５号
北九州市八幡西区星和町24番50号
債務者　田崎真由美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４４５号
北九州市小倉南区長行東２丁目11番17号（205）
債務者　田口　章人
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６９号
山口県防府市国衙５丁目６番39号、前住所山口県防府市大字鈴屋1193番地
債務者　用殿　英一
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５１号
札幌市白石区東札幌２条４丁目11番８－901号
債務者　首藤千賀子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１６号
北海道千歳市千代田町６丁目３番地の９　朝日プラザＳＳ千歳Ⅰ1102号
債務者　高島　克文
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２２号
北海道江別市朝日町30番地の42
債務者　森元　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３９号
札幌市西区西町南18丁目３番15号　リバーシティー201号
債務者　須田　絵子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４３号
北海道北広島市西の里506番地　西の里恵仁会病院、住民票上の住所北海道北広島市西の里東４丁目１番地５　さつみハイツ壱番館102号
債務者　阿部ミツ江
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６６号
札幌市西区八軒３条東４丁目２番３号
債務者　木村　満美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９９号
札幌市中央区南７条西13丁目３番11号　ペントルージュ303号
債務者　加藤　厚朋
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２１号
北海道江別市ゆめみ野東町８番地の13
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２２号
北海道江別市ゆめみ野東町８番地の13
債務者　佐藤慎一郎
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２７号
札幌市北区新川２条３丁目３番１号
債務者　砂田　奈穂
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３８号
札幌市豊平区平岸１条９丁目２番６号　ニューパレス壱番館203号
債務者　越湖いづみ
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４９号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20－302号
債務者　林　　きら
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５８号
札幌市北区新琴似７条１丁目３番30－807号
債務者　遠藤　　智
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６３号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番25－401号
債務者　小熊　敏裕
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部